

昭和四十三年八月九日提出
質問 第四号

落花生の保護関税採用と輸入自由化等に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十三年八月九日

提出者 春日 一幸

衆議院議長 石井光次郎 殿

落花生の保護関税採用と輸入自由化等に関する質問主意書

落花生の輸入に関しては、商社割当制度の下に、農林省を中心として生産者、需要者及び商社の三者をもつて構成する落花生懇談会に諮り輸入の数量調整を行なうことにより、計画輸入が行なわれているが、国内生産実数は正確な把握が困難なため、年度によつては予想量を大きく下回り、ために計画輸入が行なわれても供給面に大きな不足現象を生じ、落花生価格の異常な暴騰となつて業界に打撃を与える等の事態を生じており、これを放置すべきではないと考える。

よつて、以下の事項について、政府の見解を明らかにされたい。

一 本年度の場合は、大粒種においては国内価格が輸入価格の倍額程度まで暴騰したため、輸入差益より発生する利権をめぐり、業界内に紛争が絶えない現状であるが、現行の輸入方式を続ける限り、このような事態の発生を防止しがたいと考えるがどうか。

二 輸入商社は、大粒種のうち五十パーセントを日本煎豆落花生協同組合連合会に対して需要者割当方式の形で供給するほかは、大粒種、小粒種とも自由販売を認められており、その結果、価格暴騰による利益は商社ないしはとん屋により不当に独占されていると考えられるがどうか。

三 落花生は、国内生産が停滞しているのに比べて需要は順調に伸びているので、輸入に対する依存度が次第に強まっております、いかにして国内生産を保護しつつ、需要に見合う輸入量を確保すべきかが緊切な問題となっているが、これがためには、現行一〇%の暫定関税の期限到来と同時にこれを廃止し、保護関税の採用と輸入の自由化に踏み切り、よつて、もつて需給と価格の安定を図ることが緊要と考えるがどうか。

右質問する。